

令和2年度

第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険条例等新旧対照表	1
2. 保険税率等の改定状況	5
3. 年齢階層別被保険者数と費用額の状況	6
4. 国民健康保険税等の現状と見込みについて	7
5. 五泉市国民健康保険特別会計歳入・歳出見込み	9



議第75号 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>本則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和2年12月31日</u>までの間に属する場合に適用する。</p>	<p>本則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間に属する場合に適用する。</p>

議第93号 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>本則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に属する場合に適用する。</p>	<p>本則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和2年12月31日</u>までの間に属する場合に適用する。</p>

新	旧
<p>第1条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額</u></p>	<p>第1条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～オ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

第15条の2～第21条 (略)

ア～オ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

6～19 (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

6～19 (略)

保険税率等の改定状況

1. 医療給付費分

年 月 日	応能割	応益割		備 考
	所得割率	均等割額	平等割額	
平成18年4月1日	8.60%	24,000円	23,000円	合併により統一
平成20年4月1日	6.20% ▲2.40%	16,700円 ▲7,300円	17,000円 ▲6,000円	後期高齢者支援金分の創設により引き下げ
平成23年4月1日	7.25%	19,300円	23,100円	11.75%引き上げ
平成25年4月1日	8.39%	20,800円	27,100円	11.75%引き上げ

2. 後期高齢者支援金分

年 月 日	応能割	応益割		備 考
	所得割率	均等割額	平等割額	
平成20年4月1日	2.40%	7,300円	6,000円	後期高齢者支援金分創設 ←
平成23年4月1日	2.48%	6,500円	8,100円	11.75%引き上げ
平成25年4月1日	2.83%	6,800円	8,800円	11.75%引き上げ
平成30年4月1日	2.83%	11,800円	—	3方式を2方式に変更

3. 介護納付金分

年 月 日	応能割	応益割		備 考
	所得割率	均等割額	平等割額	
平成18年4月1日	1.90%	13,000円	—	合併により統一
平成23年4月1日	2.20%	12,000円	—	11.75%引き上げ
平成25年4月1日	2.56%	13,700円	—	11.75%引き上げ

[参 考]

一般会計からの法定外繰入(国保財政緊急支援繰入金)の執行状況

年 度	繰入実績額
平成25年度	決算補填としての繰入はなし
平成26年度	決算補填として33,263千円を繰入れ
平成27年度	決算補填として17,574千円を繰入れ
平成28年度	決算補填として16,251千円を繰入れ
平成29年度	決算補填としての繰入れはなし
平成30年度	決算補填としての繰入れはなし
令和元年度	決算補填としての繰入れはなし
令和2年度	決算補填としての繰入れの予定はなし

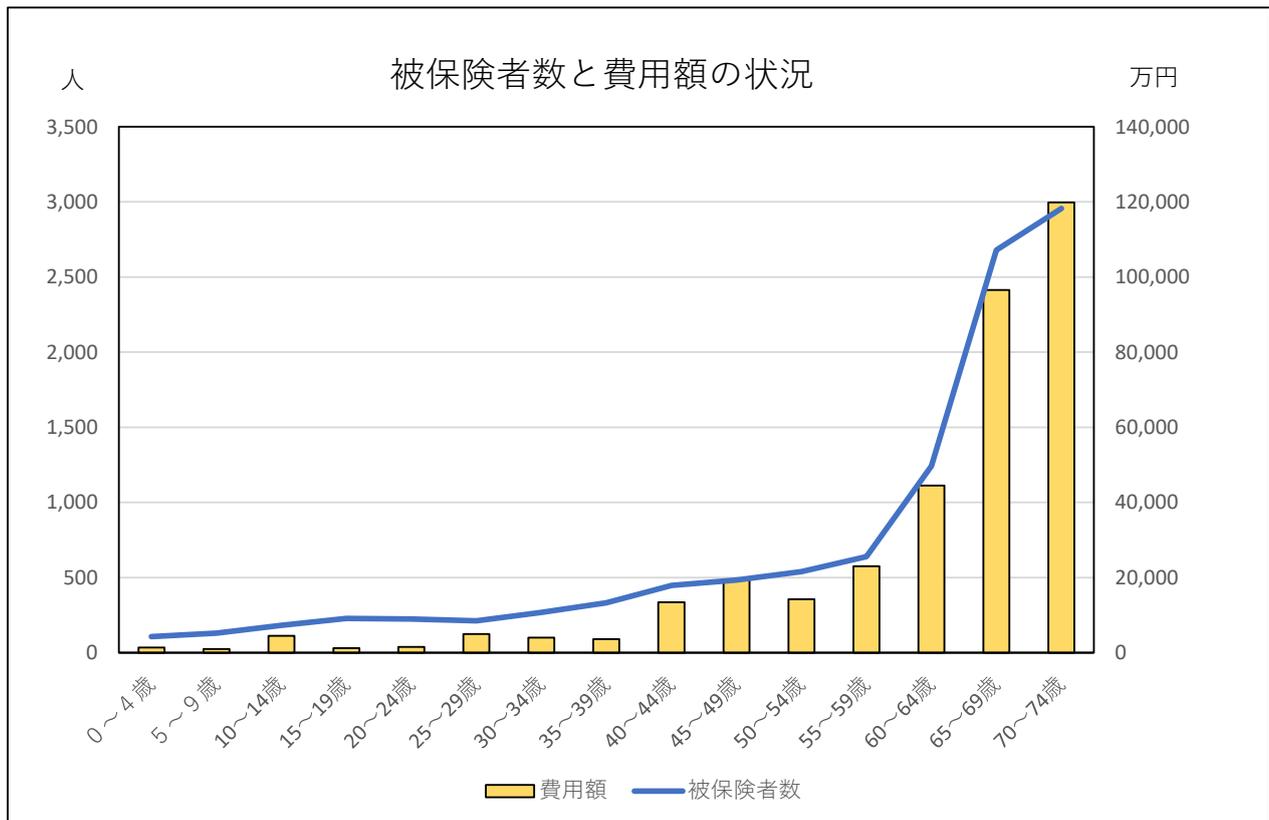
※令和元年度に平成24.26～28年度に法定外繰入した1億72,383千円を一般会計へ繰出を行う。

年齢階層別被保険者数と費用額の状況 (平成31年3月診療月から令和2年2月診療月分)

年齢階層	被保険者数(人)	割合	入院		入院外		費用額合計(円)	割合
			件数	費用額(円)	件数	費用額(円)		
0～4歳	107	1.0%	14	3,868,800	1,184	9,818,990	13,687,790	0.4%
5～9歳	131	1.2%	5	1,382,060	1,200	8,820,430	10,202,490	0.3%
10～14歳	182	1.7%	13	33,359,670	1,313	11,540,500	44,900,170	1.3%
15～19歳	228	2.1%	13	3,633,352	1,202	8,459,080	12,092,432	0.3%
20～24歳	225	2.1%	18	7,204,156	980	8,062,240	15,266,396	0.4%
25～29歳	213	2.0%	36	36,536,224	1,155	12,983,350	49,519,574	1.4%
30～34歳	269	2.5%	56	24,118,479	1,572	15,927,090	40,045,569	1.1%
35～39歳	331	3.1%	29	11,923,089	2,243	24,563,500	36,486,589	1.0%
40～44歳	447	4.2%	159	102,463,952	3,211	32,174,690	134,638,642	3.8%
45～49歳	483	4.5%	205	130,850,194	3,625	62,705,090	193,555,284	5.5%
50～54歳	539	5.1%	135	72,853,920	4,527	69,628,030	142,481,950	4.0%
55～59歳	639	6.0%	245	133,532,565	5,527	96,288,550	229,821,115	6.5%
60～64歳	1,243	11.6%	399	234,621,985	14,148	210,509,000	445,130,985	12.6%
65～69歳	2,679	25.1%	762	470,846,862	34,929	494,798,750	965,645,612	27.3%
70～74歳	2,956	27.7%	969	581,361,385	39,685	617,451,910	1,198,813,295	33.9%
合計	10,672	100.0%	3,058	1,848,556,693	116,501	1,683,731,200	3,532,287,893	100.0%

※被保険者数は令和元年9月末の被保険者数

※費用額は医療費の10割の額で、上記は入院と外来のみの金額で調剤や食事療養などは含まない。



国民健康保険税等の現状と見込みについて

1 保険税率等の状況

項 目	五泉市 保険税 R02 (A)	標準保険税率等					R03の 見込み(F) (D)×(E)
		H30 (B)	R01 (C)	R02 (D)	H30～R02平 均伸び率(E)		
医療給付費分	所得割(%)	8.39	5.88	6.73	6.55	1.05	6.88
	均等割(円)	20,800	23,823	27,268	26,843	1.06	28,454
	平等割(円)	27,100	16,998	19,385	18,837	1.05	19,779
後期高齢者 支援金分	所得割(%)	2.83	2.37	2.60	2.58	1.04	2.68
	均等割(円)	11,800	13,412	14,867	14,799	1.05	15,539
介護納付金分	所得割(%)	2.56	1.77	2.27	2.39	1.16	2.77
	均等割(円)	13,700	13,191	16,847	17,557	1.15	20,191
合 計	所得割(%)	13.78	10.02	11.60	11.52	1.07	12.33
	均等割(円)	46,300	50,426	58,982	59,199	1.08	64,183
	平等割(円)	27,100	16,998	19,385	18,837	1.05	19,779

■ 現行保険税率等を標準保険税率等が上回っているもの及び上回ると予測されるもの

2. 令和3年度現年課税分賦課調定額の見込み

単位 円

項 目	現行保険税率等(A) による見込額(G)		標準保険税率等(F) による見込額(H)		賦課調定額の差額(I) (H) - (G)	
	1人当たりの調定額	1世帯当たりの調定額	1人当たりの調定額	1世帯当たりの調定額	1人当たりの調定額の差額	1世帯当たりの調定額の差額
医療給付費分	642,241,000		591,461,000		▲ 50,780,000	
	65,031		59,890		▲ 5,141	
	100,053		92,143		▲ 7,910	
後期高齢者支援金分	209,122,000		227,636,000		18,514,000	
	21,175		23,050		1,875	
	32,579		35,463		2,885	
介護納付金分	79,763,000		98,735,000		18,972,000	
	26,875		33,267		6,392	
	31,109		38,508		7,399	
合 計	931,126,000		917,832,000		▲ 13,294,000	
	113,080		116,207		3,127	
	163,741		166,114		2,373	

3. 国民健康保険事業費納付金の状況

単位 円

項目	令和元年度(A)	令和2年度(B)	差額(B)-(A)		令和3年度 の見込み
			前年度対比		
医療給付費分	797,296,252	868,651,234	71,354,982	108.95%	946,395,519
後期高齢者支援金分	299,306,234	287,945,350	(11,360,884)	96.21%	277,032,221
介護納付金分	107,969,024	108,295,209	326,185	100.31%	108,630,924
合計	1,204,571,510	1,264,891,793	60,320,283	105.01%	1,332,058,664

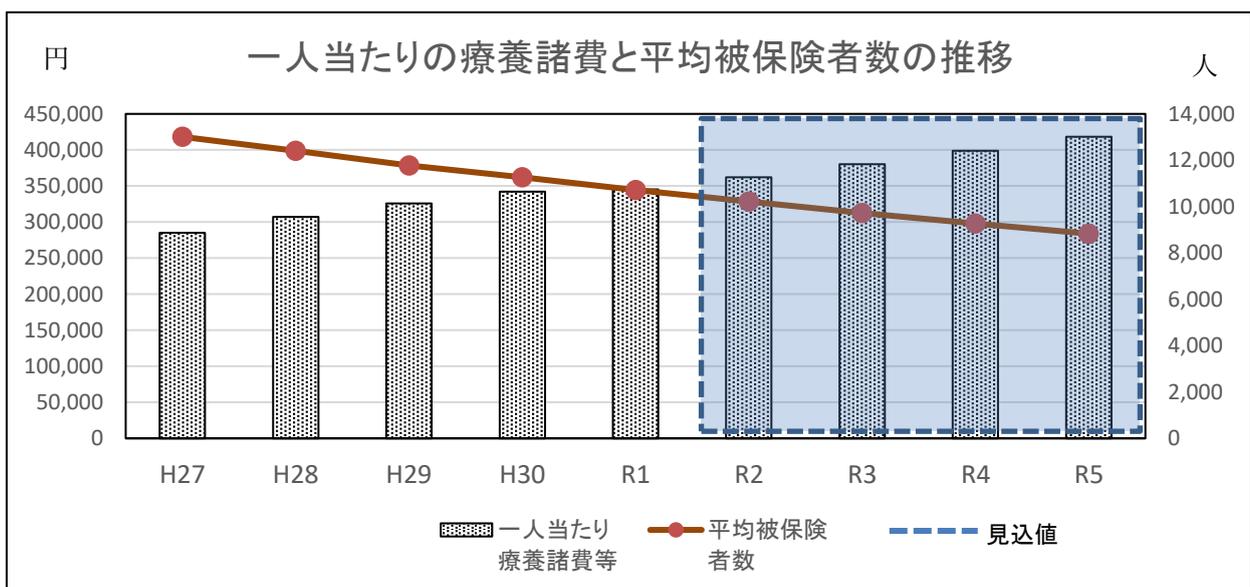
4. 療養諸費の状況

《実績額》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療養諸費(円)	3,709,805,730	3,813,771,877	3,837,426,472	3,854,725,882	3,700,075,293
平均被保険者数(人)	13,010	12,406	11,779	11,259	10,719
一人当たり療養諸費(円)	285,150	307,413	325,785	342,368	345,188
対前年比(%)	—	107.8	106.0	105.1	100.8

《今後の見込み》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養諸費(円)	3,698,794,550	3,697,514,251	3,696,234,394	3,694,954,981
平均被保険者数(人)	10,212	9,730	9,270	8,832
一人当たり療養諸費(円)	362,189	380,027	398,744	418,382
対前年比(%)	104.9	104.9	104.9	104.9



五泉市国民健康保険特別会計歳入・歳出見込み(現行保険税率実績額)

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険税	958,441,131	916,998,902	877,348,602	839,412,749
一般被保険者分	957,595,484	916,189,820	876,574,504	838,672,122
現年課税分	923,714,361	883,773,690	845,560,022	808,998,682
滞納繰越分	33,881,122	32,416,130	31,014,482	29,673,441
退職被保険者分	845,647	809,082	774,098	740,627
現年課税分	—	—	—	—
滞納繰越分	845,647	809,082	774,098	740,627
分担金及び負担金	1,233,932	1,170,682	1,110,674	1,053,742
使用料及び手数料	500,000	500,000	500,000	500,000
国庫支出金	200,000	200,000	200,000	200,000
県支出金	3,795,509,631	3,785,888,121	3,776,911,924	3,768,591,383
普通交付金	3,697,509,631	3,687,888,121	3,678,911,924	3,670,591,383
特別交付金	98,000,000	98,000,000	98,000,000	98,000,000
財産収入	2,500	2,500	2,500	2,500
繰入金	417,271,729	411,505,975	587,865,045	508,351,831
保険基盤安定(保険税軽減分)	186,718,398	184,020,227	181,361,046	178,740,291
出産育児一時金	3,148,000	2,976,000	2,811,000	2,659,000
国保運協委員年報酬	249,600	249,600	249,600	249,600
職員給与費等	63,593,220	61,428,709	59,337,871	57,318,198
保険基盤安定(保険者支援分)	103,562,511	102,831,439	102,105,528	101,384,741
財政安定化支援事業	60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
基金積立金繰入金	0	0	182,000,000	108,000,000
繰越金	118,871,415	141,390,022	43,011,688	868,653
諸収入	14,166,544	14,166,544	14,166,544	14,166,544
市債	0	0	0	0
歳入合計	5,306,196,882	5,271,822,745	5,301,116,977	5,133,147,402

【歳出】

款 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総務費	68,555,815	66,804,394	65,097,717	63,434,641
保険給付費	3,715,780,306	3,714,153,591	3,712,541,652	3,710,954,393
一般被保険者+退職被保険者等療養諸費	3,698,794,550	3,697,514,251	3,696,234,394	3,694,954,981
療養給付費	3,165,994,471	3,149,245,230	3,132,058,257	3,114,429,011
療養費	20,070,601	19,393,371	18,735,843	18,097,494
高額療養費	512,607,779	528,764,411	545,338,631	562,335,581
高額介護合算療養費	121,698	111,239	101,663	92,895
移送費	0	0	0	0
審査支払手数料	8,015,756	7,829,340	7,647,258	7,469,412
出産育児諸費	4,770,000	4,510,000	4,260,000	4,030,000
葬祭諸費	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000
国民健康保険事業費納付金	1,264,891,793	1,332,058,664	1,406,598,295	1,489,117,767
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
保健事業費	58,848,678	59,064,141	59,280,392	59,497,435
基金積立金	0	0	0	0
公債費	0	0	0	0
諸支出金	56,730,268	56,730,268	56,730,268	56,730,268
歳出合計	5,164,806,861	5,228,811,057	5,300,248,324	5,379,734,503

差 額	141,390,022	43,011,688	868,653	▲ 246,587,101
-----	-------------	------------	---------	---------------

基金保有額	290,000,000	290,000,000	108,000,000	0
-------	-------------	-------------	-------------	---